

委託業務仕様書（案）

1 業務名

令和4年度LINEによる移住関連情報発信力強化業務

2 目的

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした地方移住への関心の高まりを受け、SNSの中でもユーザー数が多いLINEを活用した移住相談会・フェア等の情報発信を行い、移住関心層及び移住検討者層の登録数を増やすことにより、移住検討者層の裾野拡大を図るとともに、より幅広い層の移住検討者を検討段階から具体的な行動に誘導する。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務の内容

(1) LINE 情報発信機能の構築

本県の移住プロモーションに使用する LINE 公式アカウント「わかやま和み暮らし推進協議会」上に、以下①～⑥の機能を構築すること。

なお、安全性確保の観点から、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」において登録されたクラウドサービス上に構築することを原則とする。

①リッチメニューの作成

ア トーク画面に画像付きのメニュー表示（6～12項目）を設け、指定のURLにリンクできること。

②ユーザー情報登録フォーム

ア 友だち登録時に居住地域（地区）、年代、性別等を選択できる登録フォーム機能を設けること。

③自動応答機能

ア 利用者からの問い合わせに対し、返信入力の手間がなく必要な情報を自動応答できること。

イ 自動応答の内容は本県から素案を提供し、受注者において初期データを作成すること。

④情報配信機能

ア 「（5）ユーザー情報登録フォーム」で取得した項目に基づき配信対象者を絞り込む「セグメント配信」が可能であること。

イ 利用者からの問い合わせに対し、管理者と1対1で対話ができるチャット機能を有すること。チャット機能の履歴を参照できること。

⑤QRコード発行機能

ア 流入経路毎にQRコードを発行し、QRコード毎に流入経路が判別出来ること。

⑥利用者分析機能

- ア 「(5) ユーザー情報登録フォーム」にて得たユーザーの属性情報などを基にシステム内で利用者分析が実施できること。

⑦画像パーツの作成

- ア リッチメニュー等に使用する画像パーツを作成(デザイン・レイアウト、イラスト、アイコン画像等)すること。
- イ 作成した画像パーツをデータで納品すること。
- ウ デザインは本県の承認を得て決定すること。

⑧その他留意事項

- ア 利用者は、スマートフォン用の iOS 版又は Android 版の LINE を使用し本業で提供するシステムを利用できること。最新バージョンがリリースされた後に可能な限り速やかに対応すること。
- イ 管理者用の管理機能は、行政事務用パソコンで使用が可能なブラウザ (Google Chrome 等) で利用できることとし、専用ソフトウェアのインストールが不要であること。
- ウ 専門的知識を有していなくても、誰もが扱いやすいシステム機能とし、システムの操作マニュアルを作成すること。
- エ 本システムは、24時間365日利用可能であること。ただし、深夜の時間帯におけるバックアップ処理などシステム運用に最低限必要な時間の停止を除く。
- オ システム及びデータに対して自動でバックアップを行う機能を有すること。
- カ 本システムは Google Chrome 等のインターネットブラウザを使用し、インターネット環境に接続し利用できること。また、それぞれ最新のバージョンで動作すること。
- キ SSL/TLS による暗号通信を行うこと。
- ク サーバなどの環境設備は日本国内に設置すること。

(2) 運用及び保守管理

①月々の配信サポート(9ヶ月) ※令和4年7月～令和5年3月

(想定通数) 600人×2回=1,200通/月

(配信内容) 移住相談会、フェア、現地ツアー等のイベント情報、
移住に関する簡易なアンケート

②システムの保守運用

- ア システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- イ システム障害の早期発見・予防に努めるとともに、システムに障害が発生した場合や脆弱性が発見された場合、速やかに対応すること。
- ウ 本業務において導入されるシステムに対して性能や品質の強化、新たな機能の追加等、バージョンアップが行われた場合は、契約の範囲内において対応すること。

- エ システムを停止する必要があると認める場合、受託者はシステムの利用に支障がないような手段等を提示し、県と協議の上、対応すること。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りでない。
- オ システム利用に関して生じる疑問等に関しては、定期的なミーティングを行うとともに、電話又は電子メール等による技術サポートを実施し、相談に応じること。

(3) 登録促進に向けたプロモーション

①卓上POPの作成

LINE登録用のQRコードを記載した卓上POPを作成すること。

- ・卓上POP（三角柱） 500部

②その他登録促進のための広報

上記①以外で、LINE登録促進につながる効果的な広報を実施すること。

③プロモーションの効果検証

プロモーション効果の目標値を設定し、プロモーション終了後、実績及び課題について分析・検証して報告すること。

(4) 相談対応

また、システムに関する本県からの問い合わせ・相談への対応及び必要に応じた本県への情報提供を行うこと。なお、調査・問い合わせ・相談対応は、原則として、平日の9時～17時とし、本県職員（以下「管理者」という。）と、電話又は電子メールにて対応すること。

5 成果品の納入

(1) 納品物

①LINE情報発信機能の構築

- ア システム設定書（アカウントの全体像がわかるもの）
- イ 保守計画書
- ウ システム操作マニュアル
- エ 作業項目単位で実績工数を記載した報告書

②運用及び保守管理

- ア システム保守運用管理書類

障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理、システムの変更内容を記録した報告書

③登録促進に向けたプロモーション

- ア 印刷物

版下データについては、Adobe Illustrator又はこれに準じたソフトウェアに対応したものとし、3種類（編集可能なデータ、アウトライン化済みのデータ、Web掲載用のPDFデータ）を納品する。

- イ 「4 業務の内容」（3）②に係る成果物

ウ 効果検証に係る報告書

(2) 納期

納品物	納期
上記(1)①および③ア	令和4年6月30日(木)
上記(1)②および③イ、ウ	該当業務対応後、随時すみやかに提出すること。

6 その他

- (1) 政府が策定した「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)」に基づき、適切なセキュリティの確保を行うこと。
- (2) 本業務の最終成果物の瑕疵に対して納入後1年間無償補修できる体制を用意すること。
- (3) 本事業の実施にあたって委託業務より生じた収入がある場合は、その額を委託料から控除すること。
- (4) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価額が5万円以上の物品については県に帰属するものとし、本事業終了後は県に引き渡すこと。
- (5) 県が実施する他の移住推進事業及び委託事業者と連携をはかることで、相乗効果を上げること。
- (6) この委託により発生する報告書等成果物の著作権はすべて県に帰属する。
- (7) 本事業は、国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。
- (8) 本事業は、公費が財源であることから、事業趣旨をよく理解した上で、事業開始後であっても、予算の範囲内で県の指示に従うこと。
- (9) 事業の進捗、今後の方向性等を確認するため、定期的に県と協議を実施すること。
また県から業務に係る指示、問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。
- (10) 受託者は、委託期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり、県又は県の指名する者に誠意をもって引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。
- (11) 定めのない事項については双方誠意をもって協議し解決にあたる。